

政務活動費のあり方検討会記録

- 1 日 時 令和8年3月12日(木曜日)
開 会 午後4時13分
閉 会 午後4時23分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 16人
座 長 織 田 伸 一
副 座 長 舎 川 智 也
委 員 金 山 茜
// 野 上 明 人
// 福 田 敏 彦
// 金 岡 貴 裕
// 柏 佳 枝
// 金 井 毅 俊
// 岡 部 享
// 大 島 満
// 谷 口 寿 一
// 市 田 龍 一
// 橋 本 雅 雄
// 村 上 和 久
// 鋪 田 博 紀
// 赤 星 ゆかり
- 4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

議会事務局長	中村	敏之
議会事務局次長	本郷	由佳
庶務課参事（庶務課長）	澤野	重雄
庶務課課長代理	竹端	志織
庶務課副主幹（庶務係長）	谷畑	馨
庶務課主査	石坂	亮太

6 協議結果について

1 運用指針の改正（案）について

本市3月定例会において、「富山市旅費支給条例及び富山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件」が提出されたことに伴う運用指針の改正（案）については、一度各会派に持ち帰り協議をした上で、次回のあり方検討会において改めて協議することとした。

7 会議の概要

座長 ただいまから、政務活動費のあり方検討会を、開会いたします。本日の議事録の署名委員に、福田委員、金岡委員を指名いたします。

 これより、協議事項に入ります。

 本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

 それでは、協議事項1番目、「運用指針の改正（案）について」であります。

 昨年度、自由民主党さんの宿泊費に関する提案について、昨年1月14日開催のあり方検討会において、「本市の旅費条例の改正内容に準じて、指針の改正を行い、また、施行日についても市の旅費条例の施行日と同じくする」ということを決定しております。そこで、本市3月定例会において、国家公務員の旅費に関する法律の一部改正等を踏まえ、「富山市旅費支給条例及び富山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件」が提出されましたことから、あり方検討会を開催するものであります。

 今回の国や本市の旅費制度の改正のうち、政務活動費に関係してくると思われる内容としては、宿泊費の改正に加えて、①現行の日当を廃止し、宿泊手当を新設する、②車賃を廃止し、その他交通費を新設するという2点が盛り込まれております。

 このことから、この2点につきましても、宿泊費の改正に加え、本市の旅費条例の改正内容に準じて指針の改正を行うことを、あらためて、座長から提案するものであります。

 これらを踏まえた指針の改正（案）について、事務局に説明させます。

議会事務局参事 それでは、国の旅費の制度改正を受け、本市の旅費
（庶務課長） 条例の改正案が本定例会に提出されておりますこと
 から、これらの内容を踏まえ、また、昨年のあり方
 検討会において、「今後改正するとき、当局の旅
 費規程に準ずるという明確な規定にしてしまえば、

当局が変えれば指針も変えるという分かりやすいシステムの方がいい」とのご意見があり、これを踏まえた改正案を作成してご致します。

添付ファイルの01富山市議会政務活動の運用指針の新旧対照表をご覧ください。

表の一番左側の欄が運用指針の該当ページ、その次の欄が改正前、一番右の欄が改正後となっております。

1ページ目は、「宿泊料」が「宿泊費」に、「日当」が廃止となり「宿泊手当」に、なることから、文言の改正となっております。

次ページをお願いします。

従前は、用務地の域内の移動については、日当対応となっておりますが、日当が廃止されることから、右欄の赤字下線部とおりの、「市役所から目的地までの交通費（JR等）に加え、宿泊場所への移動等旅行先において地下鉄等の定まった経路を運行する交通機関を利用する場合は、それに要する運賃実費を支給する」とし、運賃実費を交通費として支給できることとするものでご致します。

次に、「宿泊料」を「宿泊費」に改正する右欄につきましては、赤字下線部のおりの、項目については「宿泊費」に改め、本文については、一部黒字部分を含めて読み上げますが、「宿泊費は、富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年富山市条例第52号）第5条第1項第2号に規定する議員の費用弁償の額に相当する額（以下「市旅費条例相当額」という。）」とし、領収書等に基づき実費により精算する。

「夕朝食代及び酒代は含まない。夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費は、後述の宿泊手当の内容に含まれる」に、その下、「宿泊費」に、改めるものでご致します。

次ページをお願いします。

日当が廃止となることから、右欄の赤字下線部とおりの、項目については、「宿泊手当（宿泊を伴う）」に改め、一部黒字部分も読み上げますが、「宿泊手当は、市旅費条例相当額とする。

ただし、宿泊費に朝食又は夕食代が含まれる場合は、定額の2/3の額とし、朝食及び夕食代が含まれる場合は、定額の1/3の額とする。

朝食や夕食付きのプランで宿泊し、食事の費用が明確な場合、宿泊費は、食事付き宿泊プランの料金から食事分を除いた金額を支給する（朝食・夕食の費用は宿泊手当に含まれているため。）。

朝食や夕食付きのプランで宿泊し、食事の費用が不明確な場合、基準額を上限として食事付き宿泊プランの料金を宿泊費として支給し、宿泊プランに含まれている食事の分を宿泊手当から減額する（朝食又は夕食付きの場合は1/3を減額、両方については2/3を減額する。）。」に改めるものでございます。

下の欄につきましては、従前は市の旅費条例第12条の車賃を引用しておりましたが、市旅費条例の改正案では、第10条に規定され、車賃からその他交通費へと改正されることから、右欄のとおり、一部黒字部分も含めて読み上げますが、「市旅費条例相当額の1キロメートル当たりの単価により算出する」に改めるものでございます。

次のページをお願いします。

講師等の旅費につきましては、右欄の赤字下線部のとおり、「宿泊費及び宿泊手当」に改めるものでございます。

次の5ページと6ページにつきましては、右欄の赤字下線部のとおり、様式の記載例や文言を改めているものでございます。

続きまして、添付ファイルの02をご覧ください。

添付ファイルの02につきましては、指針の改正案で「市旅費条例相当額」とした宿泊費、宿泊手当及びその他交通費それぞれの額を1枚にまとめたものでございます。

指針上では、宿泊費、宿泊手当及びその他交通費につきましては、議員の公務における旅費の額を引用するため、「市旅費条例相当額」とし、具体的な金額を記載してないことから、額に変更がある場合など具体的な額などについては、こういった表に分か

りやすくまとめたものなどを指針の外側の議長通知のような形で、お知らせすることを想定しているものでございます。

添付ファイルの03につきましては、本年2月26日付けの官報に掲載された「国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令」の抜粋でございまして、この改正後の宿泊費の額と同額を本市では、規則で規定する予定としてございまして添付ファイルの02には、この額を記載してございます。

なお、宿泊費の額につきましては、指針にも記載がございしますが、あくまでも上限額で、この範囲内で実費の支給となるものでございます。

添付ファイルの04につきましては、議員が公務で旅行する場合の旅費の根拠規定となります。

また、今回の本指針の改正につきましては、本市の旅費条例の改正案が、本定例会の最終日24日に採決されることから、市の旅費条例の改正案が議決されましたら、これに合わせ、条例の施行日と同じ、令和8年4月1日から施行することを提案するものでございます。

以上でございます。

座長

本日提示した運用指針の改正（案）については、次回のあり方検討会において改めて協議を行いたいと考えております。

それまでに各派においてご協議いただきたいと思っております。

ただいま説明のありましたことについて、何かご質問等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで、本日の協議は終了いたしました。

次回のあり方検討会の開催は、3月19日木曜日の午前10時からです。

本日は、これをもって、政務活動費のあり方検討会を閉会いたします。

令和8年3月12日
政務活動費のあり方検討会記録署名

座 長 織 田 伸 一

署名委員 福 田 敏 彦

署名委員 金 岡 貴 裕